

報道関係者 各位

令和6年9月5日

【照会先】

労働基準部 賃金室

室長 渡辺 義幸

室長補佐 井上 宏子

(代表) 092-411-4578

(直通) 092-411-4551

福岡県最低賃金の1時間992円への引上げ決定 — 効力発生日は、令和6年10月5日 —

福岡労働局長（小野寺^{おのでら} 徳子^{のりこ}）は、令和6年8月27日、福岡県最低賃金を1時間992円とする決定を行いました。

本日（9月5日）、官報公示が行われ、効力発生日は、10月5日となります。

- 福岡県最低賃金は、福岡県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、性、国籍および年齢の区別なく適用されます。
- 福岡県最低賃金の改正の推移は以下の表のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	842円	870円	900円	941円	992円
引上げ額	1円	28円	30円	41円	51円
引上げ率	0.12%	3.33%	3.45%	4.56%	5.42%

(引上げ率は、小数点第三位を四捨五入)